

少年審判廷に被害者が傍聴する法制審議会諮問を受けて
法務省への要請、法制審議会への意見書提出について

2007/12/12

被害者と司法を考える会

代表 ○○○○

○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○

提出文書の御説明

法制審議会少年法部会 部会長宛意見書

前文

反対理由について

理由1 事件直後の少年審判ですべてが解決できるわけではありません

理由2 審判廷では被害者が十分納得できる真相解明を期待できません

理由3 狭い審判廷には希望する被害関係者が全て入ることはできません

理由4 被害者の二次被害が心配されます

理由5 犯罪被害者等基本計画の実施時期期限を理由とする法改正は拙速に過ぎます

理由6 少年の健全育成がやがて被害者にとっても真摯な反省をもたらすとする少年法の理念に本諮問事項は適合していません

要望について

要望1 説明は調査官や裁判官から被害者に対して行ってください

要望2 捜査段階からの意見を処遇に反映してください

結論

○○○○ 法務大臣宛要請書

- 1 法制審議会の議事録は匿名ではなく実名議事録にすること
- 2 幅広くヒアリングを実施すること
- 3 情報の秘匿性について

意見書

法制審議会少年法部会 部会長殿

2007/12/12

被害者と司法を考える会

代表 ○○○○
○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○

・少年審判廷に被害者が傍聴する法制審議会諮問第83号の1項目)被害者等による審判傍聴に対して反対し、要望も伝えます

前文

刑事裁判への被害者参加の問題については、参加する被害者にとって、二次被害がもたらされる危険のあることや、参加を選択しなかった場合遺族にとって後悔が残ることから負担が大きいと指摘してきました。

少年審判に被害者が傍聴などの形で参加する制度についても、刑事事件の被害者参加の制度のように、対象事件は重大な刑事事件で、ほとんど被害者が亡くなってしまった場合の遺族が参加することを想定しているように思いますが、少年事件においては被害者側から見て特に以下に挙げるような問題が大きいと思います。

少年審判については、審判開始の時期が成人の刑事裁判の場合よりも早く、「49日裁判」と言われるほど早期に結論を出すのが特徴だと言われています。遺族にとって見ると49日までの時期は被害事実を受け止めるに至る過程のなかでもっとも辛い時期だと思います。

成人の刑事事件では、49日を過ぎるまでは被害者の感情が安定しないので、むしろ捜査関係者の接触も配慮する場合が多いと言われています。少年審判は被害者の感情が不安定な時期に進行し、その結論は被害者の回復のために必要な時間が経過するまでに出ることになるのです。

遺族の場合、この時期は家族がいなくなりその悲しみが現実におこったことであると実感として感じる頃であり、親族など周囲から何を言われても受け容れることができないような、現実の全てが悲観的に見える不安定な時期でもあります。

たとえば、ひとと会うのが困難になったり、自分に自信がなくなり仕事を休んだり、身体にさまざまな不調が出たりすることも、この時期はしばしばあることです。

これらは時間とともに回復へと向かい、そのなかで遺族自身忘れてしまうほどにたいへんなことなのですが、この時期に少年審判を傍聴するなどの形で参加することは、遺族にとって並大抵の負担ではないと思います。

被害者は加害者の心からの謝罪と真相究明を求めているわけですが、事件の状況を客観的に事実として受け止め、その上で加害者からの誠意ある謝罪がなければ到底納得できないと思います。

特に少年事件の場合、非行事実が立証されるプロセスで何人もの証言から犯罪行為が明らかになる場合が多く、冤罪の怖れがあるという指摘や、被害者にも落ち度があると反論される場合も多いと聞きます。

被害者が審判の場でこのような少年の言葉に接したとき、二次被害を受ける危険があり、被害者の心に響かない少年の言葉によって、被害者と少年の関係はさらに悪化することにもなるでしょう。

少年に対して被害者が何を求めるかを考える為には、少年側にも考える時間が必要であり、一度だけの審判で取り返しの付かない判断を下してしまう危険があるのも更に負担が増える一因です。

もし被害者が少年審判への参加を求めるのが、どうして少年が非行を犯してしまったかを考え、そこからの出発を考えるのではなく、犯罪を犯してしまった責任をどうやって少年に取らせるかを判断するために少しでも寄与したいという思いによるものであるとしたならば、少年審判はそのような目的のためにあるのではないといわざるをえません。

犯罪被害者の諸問題は国の責務であるとした犯罪被害者等基本法の理念は素晴らしいものです。その中でも情報開示、真相究明といった被害者の求める事柄について関係諸機関の責任で十分な情報の開示や説明責任を果たさなければならないと思います。たしかに、少年事件に関してこの問題は現制度では不十分であると思います。

海外でも、基本的に少年を保護する精神は揺るがない中で、様々な保護策によりそれぞれの被害者問題に理解のある役割の人が情報開示や説明をし、被害者等から意見聴取したりする例があると聞いています。

日本でも、裁判官の許可によって被害者が少年審判に在廷することができるのは既によく知られています。少年が立ち直り、そして自身の犯した罪に向かい合い、心から反省することは、被害者にとっても心から歓迎することだと思います。そのため、そのような理念を崩すことのないよう、以下の問題と改善点を示し、少年審判への被害者参加の問題に関する下記の意見を明らかにしたいと思います。

反対理由について

理由1 事件直後の少年審判ですべてが解決できるわけではありません

少年審判は少年に対する最も適切な手段を迅速に決定するために、審理期間も短く俗に「49日審判」といわれているほどです。事件から数カ月の間というのは、被害者・遺族にとって心の傷が全く癒えず、最も動揺が大きな時期で、後で振り返ったときに、その期間の記憶が全く抜け落ちていくという人さえいます。この時期に審判を傍聴し、また限られた情報から質問をすることは、かえって過酷な負担になります。たとえ被害者等から審判期日における傍聴の申し入れが「選択可能な権利」として与えられても、例えば子どもを亡くした遺族の場合、「子どものために」と考えれば、審判より更に前の申し入れを選ばせるというとても不安定な時期の権利行使は、それをしないという選択肢を選ぶことは困難であり、そのことが直ちに心理的・物理的に重い負担になります。

現在権利として認められている意見陳述でさえ行使されにくい現状は、このような負担の大きさを反映していると思いますが、更に今回の審判傍聴はその負担を増すものです。

また、被害者の回復に併せて審判を遅らせる事は少年審判の目的からみて許されないであろうことはいうまでもありません。

理由2 審判廷では被害者が十分納得できる真相説明を期待できません。

被害者側が事件の衝撃を受けたことも含めて、捜査、審判の過程で真摯に被害者の心情を受け止めてもらい、それを矯正段階へ伝えて頂く事が大切です。少年審判は真実の解明を目標としていないというつもりはありませんが、何よりも少年の更生を目的に行われています。被害者・遺族が真実解明の場だと思って傍聴したところ、被害者や遺族が本当に知りたかった事実の解明はあっさり通り過ぎてしまう可能性があり、そうなる被害者・遺族は失望することになると思います。

また、少年審判が少年の更生を目的として進められるということは、被害者・遺族が強い制裁感情を持っているような場合、審判関係者に対する怒りを感じるようになるでしょう。

諮問事項では傍聴以外に質問権も含まれるとはされておきませんが、審判廷で少年の言動を直接見聞きした場合でも、少年に対して直接質問したり意見を述べることはできないのでは、被害者・遺族がかえって強い不満を感じるようになるおそれがあります。また仮に質問や意見の表明が認められた場合、期待した答えが返ってこなかったとしたら、被害者・遺族は更に落胆することになると思います。

このように、被害者等が審判に参加した場合、かえって少年や少年審判に対するネガティブな感情を持つことになりかねません。

その場合、被害者と加害者の対話ないしそれに近い形での接触についても、これまでならば

少年院在院中やその後の社会内処遇等で期待できるかもしれなかったのですが、両者の相互不信を前提に考えることとなりますので、成果は期待できません。

また、傍聴した結果、上述のような失望や怒りの感情を持ったとしても、審判非公開の規定がある以上、被害者・遺族はその感情を具体的な形で吐露することもできず、さらにフラストレーションを募らせることとなります。さらに傍聴者に守秘義務が課される可能性もあり、参加と引き換えに引き受けされる責任の大きさも看過できません。

理由3 狭い審判廷には希望する被害関係者が全て入ることはできません

少年審判が行われる審判廷はどこも狭く、裁判官、調査官、書記官、付添人、少年、保護者、それから場合によっては検察官、証人・参考人、警備担当者らで息も詰まるような空間であると同っています。

これは傍聴人用の席が設けられていないこととともに、少年審判には普通の刑事裁判よりも多くの人が集まるべき必要があるからなのですが、三人の裁判官用テーブルを入れるのさえ大変であったというほどの狭いスペースに、傍聴を希望する被害者等が全て入りきるとは思えません。

また、対象事件によっては遺族が傍聴を希望するケースが多いと思いますが、希望者は、両親、兄弟や親族、さらに支援弁護士も含めると相当な数に及びます。

だからといって、被害者等の代表を選ばせること、代表して審判の様子を伝えさせることは被害者間での対立を引き起こし、被害者同士を更に傷つけあう結果になることが予想されるため、決して賛成できません。また、傍聴のために審判廷を造り替えるような予算請求は、被害者にとっても合理的とは思えません。

理由4 被害者の二次被害が心配されます

刑事裁判に被害者が参加する場合も同様ですが、少年審判の場合には更に深い二次被害のおそれが予想されます。

少年事件の多くが集団事件であること、審判時期においては未だ内省が深められていないことから、少年が無責任にも被害者側に落ち度があるといった主張をし、被害者・遺族がそのような主張に直接さらされるおそれがあります。

事件から時間的に近接していることもあって、被害者にとっては、その場で傍聴をしていることさえ心的外傷に悪影響を及ぼす場合があります。刑事事件でも、被害者が来たくても裁判所に来られない、また来ても証言を聞き続けるのが耐えられないほど辛く傍聴を続けることができなくなり、廊下に出て卒倒した例もあるほどです。

これらは明らかに二次被害といっても良い結果です。被害回復を促進するのではなく、被害者が更に傷つくような傍聴を認めるような制度は作るべきではないと思います。

理由5 犯罪被害者等基本計画の実施時期期限を理由とする法改正は拙速に過ぎます。

今回、法制審に諮問された事項は犯罪被害者等基本法、同基本計画に基づくものであり、特に犯罪被害者等基本法 18 条関係の刑事手続きへの関与拡充についての取り組みによるところだと思われます。

この犯罪被害者等基本計画は258施策が盛り込まれた大変幅が広いものですが、個々の実施時期については、最近施行となった諸施策をみても運用面での不安が大きいものが多く、とても「個々の事情に応じて」実施されているとは思えず、さらに「国民の総意を形成しながら」のこととは到底考えられないほど、当初の理念からかけ離れた経緯を辿っていると思います。

少年審判について被害者の傍聴を認めるかどうかは、少年法全体の理念にも及ぶ問題ですから、犯罪被害者等基本法、同基本計画の実施時期に合わせた拙速な導入を見送り、更に時間をかけた議論が必要だと思えます。

特に平成12年改正少年法に関する意見交換会においては、この問題について様々な意見が述べられていることがわかりますが、まだ議論は充分とはいえません。特に少年事件によって重大な被害を受けた場合、原則としてどのような年齢であっても逆送し刑事事件として処理して欲しいという意見も出されていましたが、少年法の基本である保護主義に立ち返り、また重大な被害をもたらした事件においてこそ、個々の少年に対してより手厚い保護策を講じることが少年の内省を深めることに繋がり、結果的に被害者や社会に対して納得の行く帰結を導くことができるものと考えます

理由6 少年の健全育成がやがて被害者にとっても真摯な反省をもたらすとする少年法の理念に本諮問事項は適合していません。

今回の諮問事項においては、対象事件が「殺人等の一定の重大事件」の被害者等が傍聴を許される対象とされています。少年事件において犯罪行為を行ったかどうかを問われるのは少年であり、他方、審判に係わる専門家は全て大人です。仮に少年同士の加害、被害であったときでも、不幸にして被害者がお亡くなりになった場合には、傍聴を希望するのは遺族である大人ということになります。

少年が真摯に反省をするために、大人が相応の環境と保護を与えることにより健全な立ち直りを促進することこそが、少年法の原点だと思いますが、狭い空間の審判廷で周囲を大人に囲まれ、さらに被害者遺族から監視されるとしたならば、そのような少年審判が少年の内省を

深めさせるのに適切な場であるとは思えません。

従って、少年審判について、殺人などの一定事件の被害者等の傍聴を許すことには賛成できません。

また、逆送となった少年に対しての刑事裁判においても、少年の健全育成への配慮がなされているのか疑問に思うところが多々あります。

法廷でのプライバシー保護や、刑事裁判が長期間に及ぶこと、とくに被告人として勾留されているとき、その間可塑性の高い少年が更生教育を受けられないことは、少年にとってばかりか、被害者等や社会にとっても大きな損失ではないかと考えます。

要望について

要望1 説明は調査官や裁判官から被害者に対して行ってください

事実認定ができていない段階で被害者・遺族が審判を傍聴しても、本当に知りたい事実が分かるのではなく、事実がはっきりしないことが分かるだけで終わると思われま

す。被害者の「とりのこされ感」に対処し、「事実(何が起こったのか)を知りたい」というニーズに応える必要があります。それには、加害者に直接会うという被害者・遺族にとって極めて精神的負担の大きなことを選択させるのではなく、調査官や裁判官が、事実認定後に事件経過や加害少年の状態、最終処分について、被害者・遺族に直接会って、丁寧に説明してもらうようにすることが有意義であると考えます。

なぜ被害者にならなければならなかったのか、事件の経緯はどうであったのかを知りたいという被害者の希望に対しては、審判で出された処分結果にかかわらず丁寧な対応を期待したいと思います。

要望2 捜査段階からの意見を処遇に反映してください

被害者は警察の捜査段階から様々な形で意見を聞かれるわけですが、聞かれるだけで少年にどれだけ伝わっているのかわからないという不満も高いものと思われま

す。現在ある意見聴取制度に利用者が少ないのも、事件から日が経っていない時点で、既に何度も意見を聞かれていて疲労感が強いことも一因となっているように思われま

す。警察、検察、調査官、また審判で述べたことをすべて少年の処遇に対して活用して頂き、被害者側の抱える問題を少年に適切に伝えるシステムを整備していただきたいと思

結論

少年審判への被害者参加は、たとえ傍聴という限定した範囲であっても、被害者、少年のいずれにとっても利益とはなりません。むしろ審判においては、現行制度の基礎にある保護主義の理念の良いところを伸ばし、欠けているところを補足するような運用がなされることともに、逆送された少年の刑事裁判においても保護主義への配慮を徹底していただきたいと思えます。

法制審においては、委員以外からも幅広い意見を聞き、短時間で決着をつけようと結論を急ぐことなく、沈着冷静な議論が行われることを望みます。

要請書

〇〇〇〇 法務大臣殿

2007/12/12

被害者と司法を考える会

代表 〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

法制審議会諮問第83号（少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るための法整備）について以下の事柄を要請します

1 法制審議会の議事録は匿名ではなく実名議事録にすること

過去の法制審議会の議事録はいずれも匿名議事録でした、法制度ができる記録として広く国民が知る必要があり、また特に今回の諮問は犯罪被害者等基本法に関連することでもあります。「国民の総意によって」と書かれてあるように法制度ができる過程も含めて国民の支持がなければ信頼されないと考えます。他の委員会では実名による議事録公開も進んでおりますので、この会議からは実名での議事録で、しかも速やかにアップロードされることを強く希望します。

2 幅広くヒアリングを実施すること

法制審は有識者による議論ですが、被害経験者も委員になる場合があります。被害経験も人によって様々であることは明らかですが、被害経験者からより幅広くヒアリングを実施していただくことを要望します

少年事件においては少年や関係者のプライバシー保護が要請されることもあり、処遇の効果に関する法務教官や技官、保護観察官、保護司ら現場の声が社会に伝わりにくいことがあります。

良いこと、悪いことを含め被害者に対して処遇の進捗状況に関する情報が開示された希少な事例である神戸連続児童殺害事件について、当時担当した法務教官、技官、調査官、保護観察官、医師らから、情報開示によってその後社会での更生に関してどのような影響が生じたかについてヒアリングしていただきたいと思っております。

もし非公開である審判廷を国民一般に公開することが検討されるのであれば、非公開、公開の原則の意義について、事前に国民に対してきちんと説明をしていただきたいと思います。

それがなされないままに少年事件の情報が断片的に社会に流通することは、社会内処遇等において、被害者だけでなく一般の市民にとっても少年と関わりを持つことの障害が生じる場合が出てきます。

全国各地で神戸の少年Aがいま近隣に住んでいるという無責任な憶測が流れたことから分かるように、たんなる興味関心から知りたいという願望と、被害者が真実を知るための手がかりとしての事実を知りたいと願うのとは本質的に違うことよく考え、このことを国民が理解できるよう丁寧に説明をしてください。

3 情報の秘匿性について

少年審判は非公開とされるものの、少年が少年院送致となった場合、審判の結果は少年院に伝わり、そこでの処遇、またその後の社会内処遇にもつながります。この一部は、既にこの12月1日より実施された被害者への処遇段階や社会内処遇での情報開示制度により、被害者に開示されることとなっています。

この情報開示制度においては、少年の処遇段階での細かい内容に関する事実も開示されると伺い聞いておりますが、捜査記録や社会記録のようにもともと非公開の審判において取り調べられた事実が含まれていたり、それに基づき作成された資料が含まれています。もし開示を受けた被害者等が悪意無くそれを社会に問題提起した場合、少年の更生にとって障害が生じるおそれがあるばかりか、少年やその周囲の人たちにとって将来にわたり大きな負担となることが予想されます。

少年審判を被害者等が傍聴する場合も同様であり、もし被害者等が進行中の審判において取り調べられた事実を感じずそのままに外部に漏洩したならば、社会は大きな影響を受けることになるはずですが、少年審判を傍聴した被害者等から社会に発信される事実は、たしかに被害者等が実際に見聞きしたことではありますが、あくまで被害者の目を通して見た事実です。社会に発信するにあたって被害者等の心情がいささかも混じらないとは言いきれません。

このようなことから、被害者等の傍聴が認められる場合があるとしても、それは少年審判規則29条によるものに限ることがもっとも良いと思うのですが、今後の情報の開示については、第三者への開示、漏洩を防ぐためのしっかりした仕組みを作っていただきたいと思います。